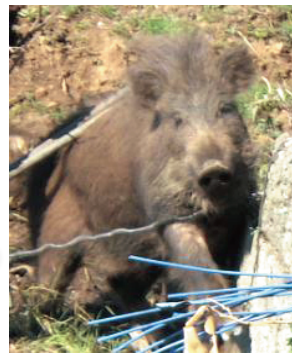


# 鳥獣被害対策

～地域ぐるみで農作物や生活環境を守りましょう～

林政課森林保全係 ☎(63)2187



**近年、野生鳥獣による被害が増えています。**

昔はイノシシ、ニホンジカなどは山の中にいて、人間の住む集落との住み分けができていました。こうした動物が人里に現れ、農作物などに被害を与えるようになったのは最近のことです。

それには次のような原因が考えられます。

まず、個体数が増えたこと。狩猟者の減少や高齢化がその原因と考えられます。

次に、人が山に入らなくなったこと。イノシシやシカは臆病なので、危害を加えない限り、めったに人に近づこうとはしません。山に入らなくなったため、野生鳥獣の行動範囲が広がりました。

3つ目は、人里の「味」を覚えてしまったということ。小さいうちに畑に捨てられたくずや放置果樹から落下した柿や栗の味を覚えたら、また来てしまうのは当然の結果です。

野生鳥獣対策はこれらを踏まえて、対策を考えることから始まります。下のようにつまみ捕獲、環境整備、防護を地域ぐるみで行うことが大切です。

## 鳥獣被害対策の3つの柱

**捕獲**

個体数を減らす

**防護**

柵の設置や追い払い

家



農地



**環境整備**

隠れる場所やエサ場を無くす



◀野生鳥獣によって荒らされたトウモロコシ畑

### 野生鳥獣対策防護柵のための補助金が出ます

野生鳥獣等の被害または、発生が予測される農地において、防護柵を設置するための資材費の一部を補助します。

**条件** ・鹿沼市で農業に従事していること  
・鹿沼市に農地があること  
・市税の滞納がないこと

**内容** 資材費の2分の1以内を補助  
・個人および2人での申請：上限5万円  
・3人以上での共同設置：上限30万円

※送料や設置工事費等は対象外です。  
※申請は、同一年度内に1回限りです。

### 狩猟を始めてみませんか 狩猟免許試験を実施します

狩猟には、狩猟免許を取得し、狩猟者登録が必要です。下のとおり、狩猟免許試験を実施します。

**期 日** ①8月1日(日)、②11月14日(日)

**申込期間** ①7月2日(金)～7月22日(木・祝)  
②10月25日(月)～11月4日(休)

**試験会場** 北押原コミュニティセンター  
**問い合わせ** <試験関係>

県西環境森林事務所 ☎0288(21)1180  
<助成関係>  
市農業公社 ☎(63)5570

※新規狩猟免許取得者には、講習会および試験費用の免許ごとに1万円の助成があります。